

国民年金保険料には免除制度があります

(町民税務課)

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人からの申請により承認されると保険料の納付が免除になります。免除には、全額免除と1/2、1/4、3/4免除があります。

これらの制度をご利用いただく場合には、本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件となります。

○対象期間 7月から翌年6月

○申請 町民税務課②窓口

○持参するもの

印鑑・本人確認書類

※失業による申請の場合は、

「雇用保険受給資格者証」

「雇用保険被保険者離職票」

このほか猶予または免除の制度として、次のものがあります。

▼「納付猶予制度」50歳未満の方の保険料が猶予（所得審査あり）

▼「学生納付特例制度」学生の方の保険料が猶予（所得審査あり）

▼「法定免除」障害年金や生活保護法に基づく生活扶助を受給している方の保険料が免除
保険料の免除や納付猶予になった期間中に、ケガや病気で障

害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができません。

また、老齢年金の受給資格期間にも算入されます。

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給期間算入)
	受給期間 への算入	年金額 への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	※2	○
一部納付 ※1	○	※3	○
若年者納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1 一部納付の承認を受けている期間は、一部納付の保険料を納付していることが必要
※2、※3 年金額への反映の割合は、お問い合わせをしてご確認ください。

○お問い合わせ

・下館年金事務所

☎02996(25)08229

・町民税務課 町民G

☎(84)1965(直通)

休耕農地の管理は適正に

(産業課)

夏季は、雑草が繁茂しやすい時期です。雑草が繁茂してしまふと状況や土地の所在によつては、次のような影響が生じることが想定されます。

- ・病害虫が発生し、近隣の農地に営農上の支障をきたす恐れ
- ・道路や歩道に雑草が伸び渡り、歩行者等の安全の確保に支障をきたす恐れ
- ・伸びた雑草により周囲の視界が狭まり、ゴミや産業廃棄物等の不法投棄を誘発する恐れなど

地域の農地を保全するため、適宜、草刈りを行うなど、農地の適正管理にご協力ください。

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G

☎(84)2582(直通)

道路に沿ってブロック塀を設置する際は「注意」ください

(都市建設課)

道路は、日常の車の通行に限らず、災害時(火災や地震等)の救助活動をスムーズに行うためにも一定の幅員が必要です。そのため、幅員4m未満の建築基準法上の道路に沿って家屋等を建築し、ブロック塀や擁壁を設

置する場合には、原則、道路中心線から2m後退しなければならぬと法律に定められています。(建築基準法第42条第2項、第44条)みなさんのご理解とご協力をお願いします。

ご不明な点は次のお問い合わせ先までご相談ください。

○お問い合わせ

・茨城県東西県民センター

建築指導課

☎02996(24)9149

・役場都市建設課 都市計画G

☎(84)3347(直通)

所得の申告、お忘れではありませんか

(町民税務課)

前年中に給与賃金等の支払いを受けた方や営業、農業等による事業収入があった方で、町県民税の納税通知書が6月に到着しなかった方(町県民税の給与天引きによる納税者及び非課税者は除く。)は、所得の確定申告が必要となる場合があります。

住民税の納税通知書が届かず、

おかしいと思われる方は、必ず、町民税務課までご連絡ください。

国民には所得の申告をする義務があります。故意に申告を逃れることは許されません。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966(直通)